

更級日記の「甥ども」をめぐつて

安

藤

重

和

更級日記の末尾近くに次のよつた一節がある。

甥どもなど、一ところにて朝夕見るに、かうあはれに悲しきことの後は、ところどころになりなどして、誰も見ゆることかたうあるに、いと暗い夜、六らうにあたる甥の来たるに、珍らしうおぼえて、

月も出でで闇にくれたる姪捨になにとて今宵たづね来つらむ

(1)

とぞいはれにける。

「更級日記」という名称がこの一節中の「月も出でで」の歌に由来するものである事は大方の認めるところであり、更級日記中重要な位置を占める一節であるが、そこに登場する「甥ども」に関してはそれが誰であるかは勿論、誰の子であるかの問題さえいまだ未解決のままに残されている。最近の説を引こう。

○犬養廉氏説

作者の兄弟の子であろうが未詳。作者の兄弟には定義の他に、

安樂寺（福岡県）の別当となつた僧基円がいる。定義あるいは在俗中の基円の子であろうか。「甥ども」という複数表現には

○関根慶子氏説
姉の二人の遺児も含まれているかも知れない。

○関根慶子氏説

作者の甥については他に言及している所はないが、兄弟の息子、すなわち定義の息子などもいたろうし、夫俊通側の甥もあつたろうから、複数でもおかしくない。

○池田利夫氏説

姉の残した子は二人とも女子なので、定義ら兄弟の子か。

結局、不明のままであると言えよう。以下、本稿では「甥ども」についてできるだけ解明してみたく思う。

先ず、右の一節の分析から始めよう。単に「甥ども」とある事から考えると、これは作者の側の甥達であると見る大方の説が穏当と思われ、「夫俊通側の甥」までこれに含めて考えようとされる関根説には従い難く思う。勿論、「甥」と言うからには女子ではなく男子であろう。又、「甥どもなど、一ところにて朝夕見るに」とあるので、「甥ども」は今まで、彼らの親許ではなく、作者の家で暮らしていた事が知られる。しかも「朝夕見るに」という表現は、その期間が決して短期間ではなかつたことを示している。これは普通の事態ではあり得ない。恐らく、親に何らかの事情があつて、彼らは

作者の家に引き取られていたものと思われる。且つ、「かうあはれ

に悲しきことの後は、ところどころになりなどして」とある部分に
より、作者と「甥ども」が別離するに至った原因は、「かうあはれに
悲しきこと（夫橘俊通の死）」であつた事が知られる。俊通が死ん
でしまうと「甥ども」は他所へ移つたと言うのであるから、「甥ど
も」が頼りにしていたのは作者よりもむしろ作者の夫俊通の方であ
つた事がわかる。俊通の勢力の程は、彼が信濃守に任せられ任地
へ下る為に「かどで」をする時の有様を、更級日記が「後のことは
知らず、そのほどの有様はものさわがしきまで人多くいきほひた
り」と伝えている事によつても知られよう。俊通は「甥ども」が頼
むに足る存在であった。以上を要するに、「甥ども」は作者の兄弟
の子（男子）であり、何らかの事情によつて作者の家に引き取られ
ていたものらしいが、彼らが主として頼つていたのは作者よりもむ
しろ夫俊通の方であつたらしい、と言うことになる。

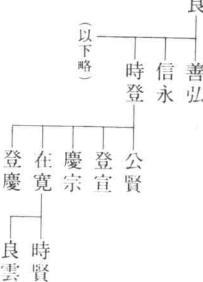
では「甥ども」は作者の兄弟のうちの誰の子供であろうか。作者
には姉が一人いる事が更級日記によつて知られるが、この他に、定
義と基円の二人の兄弟があつた事が尊卑分脉等の系図類から知られ
る。現在、作者の兄弟として大方の承認を得ているのはこの三人の弟
妹である。更級日記中に登場する「せうとなる人」が定義であるか
否かという問題に関しては、私も通説の如く定義説を取りたく思つ
てゐるので、右の三人以外に作者の兄弟を想定せねばならぬ積極的
な理由を持たない。

さて、姉には遺児が二人いたけれど、更級日記の初宮仕えの頃の
記事に「母なくなりにし姪ども」とあることから、姉の遺児は二人
とも「姪」であつた事が明らかであり、「甥ども」は姉以外の兄弟

の子供とする他ない。

では、定義の子供であろうか。尊卑分脉等により定義に男の子供
達がいる事は明らかである。しかし、定義の子供達が俊通を頼らね
ばならぬ理由は存在しない。大学頭・文章博士を務め、更に曾祖父父
雅規以来務めたことのなかつた氏長者をも務めるに至つた定義の非
凡さについては既に津本信博氏⁽⁶⁾池田利夫氏⁽⁷⁾等によつて詳細に述べら
れているところである。定義は俊通に較べて優ることこそあれ劣る
ことは決してない存在であつた。しかも定義は當時健在であつた。
定義の子供達が頼るのは父定義であつて俊通ではあり得なかつたと
思う。

とすれば、作者の兄弟として残つているのは基円しかいない。し
かし、尊卑分脉・正統群書類從及び系図纂要所載の「菅原氏系図」
を検しても、系図は基円のところで終止し、その子供を伝えている
ものは一つもない。では、「甥ども」の親として、右の三人の兄弟
以外に作者の兄弟をもう一人追加すべきなのであろうか。
だが、そう考へてしまう前に、基円には本当に子供がいなかつた
のかどうかをもう一度検討して見よう。ここで、尊卑分脉の次の部
分（必要部分のみを記す）に注目したい。



在良は定義の子である。

今、定義の孫の「信永」の項を見ると彼

の子供は記されていない。又、他の菅原氏系図にも信永の子供は記されていない。だが、増補史料大成本「宇愧記抄（台記の抄出本）」仁平三年六月二十一日条には

菅原登宣新院殿上人 故時登朝臣子
東四天王寺別当法橋信永子

とあるので、実は信永には「登宣」という子供があつたという事が知られる。と同時にその子供は信永の兄弟である時登の子供になつていた事も知られる。尊卑分脉等の系図類は登宣を時登の子として記載しているが、それは、実子関係をではなく養子関係を伝えているものである事が知られよう。

次に、尊卑分脉において在寛の子供とされている「時賢」「良雲」の二人に着目したい。「時賢」「良雲」を在寛の子としているのは

尊卑分脉以外にも、群書類從卷第六十三所収「菅原氏系図」・続群書類從卷第七十五所収「菅原氏系図」別本二・系図纂要所収「菅原

氏系図」がある。しかし、尊卑分脉の頭注には「時賢、良雲、按前田本系図並公賢子」とある。一体彼らの親は在寛と公賢のどちらなのかということになるが、この問題を考える際、続群書類從卷第七十五所収「菅原氏系図」が役に立つ。この系図は前田本と同様に

時賢・良雲を公賢の子の位置に記載しているのだけれど、「時賢」に「在寛子」と注記しているのである。恐らく、時賢・良雲の親は在寛とするのが正しいであろう。それを公賢の子の位置に記載している系図があるのは、彼らが父在寛の兄弟たる公賢の養子になつていたからであろうと思われる。とすると、先に養子関係を重視して系図を書いていた尊卑分脉が、今度は実子関係を重視している事になる。結局、このあたりのことは同一系図内でも一定してはいらないのである。

さて、今検討した二つの事例において、「信永」「在寛」は共に僧侶となっていること、二人とも子供を兄弟のところへ養子させていること、その場合には系図上その子供は養子先の子供として記載されてしまい「信永」「在寛」には子供がないかのように記されてしまうことがあること、の三点に注目すべきであろう。基円の子供が兄弟の子供として記載されてしまっている可能性はないであろうか。兄弟と言つてもその子供が系図に明記されているのは定義のみである。定義の子供達を調べてみよう。尊卑分脉は定義の子供を次のように記載している。

定義 清房
相模守 長者從四下

是綱 大学頭 長者 武部少正四下 相模守 常陵介 武藏守
母遠江守藤相任女 大内記侍統鳥羽御書別當長者從四上式部大甫

在良 保安二廿三卒八十八博士 元德二十廿四贈従三北野三位殿社是也 新古新勤等作者

忠章 大會人助 従五下

母同在良 文館博士 大内記侍統鳥羽御書別當長者從四上式部大甫

輔方 藏人所雜色 母中侍良方女 文館博士 大内記侍統鳥羽御書別當長者從四上式部大甫

定快 安樂寺別當阿闍梨

輔方 藏人所雜色

母中侍良方女 文館博士 大内記侍統鳥羽御書別當長者從四上式部大甫

群書類從卷第六十三所収「菅原氏系図」・続群書類從卷第七十五所収「菅原氏系図」別本二・系図纂要所収「菅原氏系図」も尊卑分脉の記載に一致する。又、続群書類從卷第七十五所収「菅原氏系図」別本三は定義の子供としては是綱・在良・輔方の三名を記すのみであるが記されている限りにおいて定義の子供の氏名・順序等は尊卑分脉に一致している。しかし、①続群書類從卷第七十五所収「菅原氏

系図」・②同「菅原氏系図」別本・③続群書類從卷第百七十六所収「菅原氏系図」の三本においては定義の子供の氏名・順序等が尊卑分脉と相当異なっている。だが、これら三本は各々欠点を有していると信頼し難い。即ち、①は定義の三男として某藏長者 五代土御門順徳後嵯峨侍講 正二位、後文暦一年任參議と記載するが、定義が康平七年（1064）に死去している（尊卑分脉他）ことを思えば、その子供が文暦二年（1235）まで生存することはあり得ない。②は是綱を長男とし清房を次男としている。が、系図纂要の清房の注に「応徳二年五、十一卒五十七」とあるので清房の生年は1029年と知られ、尊卑分脉等のは是綱の注に「嘉承二年卒七十八」⁽⁹⁾とあるのでは綱の生年は1030年と知られる。又、「本朝続文粹姓氏」にも、「菅是綱清房弟」とされている。是綱は清房の弟であつて兄ではあり得ない。③は、明らかに在良の子供と思われる時登・清能・殷富門院大輔を定義の子供と混同している。以上、結局、定義の子供については尊卑分脉の系図に従うべきであると思われる。

さて、尊卑分脉を見ると、定義の子供の中で甚しい身分格差が生じている事に気が付くであろう。清房・是綱・在良は氏長者を務め

ているし、定快は安樂寺別当を務めている。安樂寺別当が如何に名誉な職であり如何にその職を濫用する人が絶えなかつたかは新訂増補国史大系本「吾妻鏡」文治二年六月十五日条に詳しい。又、在良の同母兄たる忠章も、これらの人には劣るもの、「大舎人助 徒五下」に至り殿上人クラスに食い込んでいる。が、これに引き替え不遇なのは正長と輔方である。輔方は「藏人所雜色」という雜役・走使いの身で一生を終わつており、正長に至つてはその程度にさえ

二人は実は定義の子ではなく、別人の子であつたのではないかと疑つてもあながち不当とは言えないようだ。

さて、ここで、本稿冒頭にあげた更級日記の一節の中に「六らうにあたる甥」という語があつた事を思い出して戴きたい。これは文脈上、作者と同居していた「甥ども」の一人を指して言つてゐる事は明らかである。

正長と輔方は作者にとつて何番目に当たる甥であるかを調べて見よう。もし、どちらかが六番目の甥と判明すれば、作者の家に同居していた「甥ども」とはこの二人のことになるであろうから。

先ず、尊卑分脉は養子だからと言つて後回しにしないで年令順に記載しているらしい事は、「菅原氏系図」の中に

○師長——陳經実者質茂守道子
○為輔
○行長
○忠長
○長秋
○長嗣 実者行長子

とある事によつて知られるので、正長と輔方がたとえ養子であつても、尊卑分脉の記載順通りに清房以下の人々の長幼の順を考えてよいであろう。だが、尊卑分脉は僧侶を記載する時は年令順を破つて俗人の後にまわしてしまう。定快は末尾に記されているけれど彼が一番年下であるとは限らないのである。という事は定快が「六らうにあたる甥」になつてしまふ可能性もあるわけで、その場合には明らかに定義の実子である定快（「安樂寺別当次第」による）が作者の家に同居している事になり、私の上に述べた論と矛盾することになる。というわけで、今から定快が兄弟の中で年令上どのあたりに位置する人であるかを調べてみたい。

尊卑分脉によつて知られる如く、定快は安樂寺別当を務めているが、安樂寺別当の職に關しては、「吾妻鏡」文治二年六月十五日条

所載の「保延宣旨状」の中に引用されている「大治年中進納 北野

聖庵起請文」に次のようにある部分に注目すべきであろう。

右件寺(安樂寺)者、天満天神御終焉之地也。(略)至三別當職一、

氏僧中推其器量、抜其性一、以二六年為一任一、次第舉

補、其來尚矣、

別當選定基準と任期とが明示されている。これによれば、池田利夫

氏が、「安樂寺別當は長者の子がなるのが原則であつて、事実殆ど

がそうなつてゐるが、長者家に子がなかつたり、僧職になるべき適

当な者がない時に限つて、長者以外の血筋に求めたのであつた」と

述べておられるのは問題がある事が知られよう。別當は氏僧の中

からその人物を見て選ぶのであり、その人が「長者の子」でなくとも

一向にかまわなかつた。いや、むしろ、「安樂別當次第」によれば

「長者の子」が別當になつてゐる例の方が多いと思われる。が、

それはともかく、今、「以六年為一任」とあるのに注意しよう。任

期は六年である。これは初めのうちは守られたらしいが、遅くとも

基円の頃には崩れていた。「安樂寺草創日記」により、彼が延久四

年(1072)以前から永保四年(1084)以降までの少なくとも十二年間以

上別當であつた事が知られるからである。では任期六年という規則

が崩れた時、別當は何を以つて退任時としたのであろうか。それは

恐らく別當の死である。「安樂寺別當次第」において基円の項に「于

時依無長者子孫用之」とあるが、定義には多くの子孫がいるので、

この「長者」は定義の一代前の忠貞のことと思われる。尊卑分脉に

より忠貞の子供には基円の前代の別當の「安円」がいたことが知ら

れる。それなのに「于時依無長者子孫」というのは前別當「安円」

の死去により、長者忠貞の子孫が無くなつた時点で基円が別當に選

ばれることを物語つていよう。又、前述「保延宣旨状」には、信永

が「身体久沈三病廻」みながらも保延七年(1141)の段階で「猶在三

寺務(別當職)」する事が記されている。死ぬまでやめないのであろう。

又、「吾妻鏡」文治二年八月十八日条に、別當安能が六月二十六日に

入滅したので全珍が別當に補されたという記事がある(「なお「安

樂寺別當次第」には、全珍が安能の前に別當になつたとされており、

別當の補任順序は必ずしも正確ではない事が知られる。又、系図類に

入滅したので全珍が別當に補されたという記事がある(「なお「安

樂寺別當とされながらこの書に記されていない人も数名いる。こ

の点に関しては、「安樂寺草創日記」の「安樂寺別當」の項に別當

二十八人を挙げし(その部分に関しては「安樂寺別當次第」所載の

僧名及び順序と同一。但し、各僧に関する注記はない)、「此外不

及書尽候、大概如此」と述べているのが参考になろう。つまり、「安

樂寺別當次第」は別當を書き尽してはいなし、又、別當の順番も

必ずしも正確ではないのである。但し、各々の別當の下に付された

注記に関しては特に問題はなさそうである)。又、「安樂寺別當次

第」の「長円」の注に「治三十八年 八十三才 弘安三年五月十三

日入滅」とあるので、この人も恐らく死ぬまで別當職にあつたもの

であろう。こうして見ると、「治三十年」と注記される全珍や「治

三十八年」と注記される定円も死ぬまで別當の職にあつた可能性が

強い。又、正式の任期たる六年を大きく超えて十二年以上も別當を

務めている基円の場合も恐らく死ぬまで別當をしていたのであろう。

さて、明らかに誤りと思われる全珍と安能の順番のみは正して、

「安樂寺別當次第」により、別當の順番を次に示すことにする。

平忠 安果 鎮延 増守 安円 定快 信永

(宋)

遍日

松寿

祥全

住筭

元真

俊源

聖豪 安能 全珍 慶宗 定円 珍永 長円
 長宗 長快 義慶 慶円 長濟 公禪 堯覺
 義慶還補 慶円還補 長濟還補 公禪還補 業覚還補カ (略)
 傍線を付したのが、恐らく死ぬまで別当を務めたであろうと思われる人々である。安円から長円までの間に集中している事が知られよう。長宗以後は六年任期を守るようになつたらしい事は、長宗の項に「治六年」と注記されていること、長快は別として義慶以後の五人は再び別当に補されていることなどによつて知られる。但し、安円以前の誰まで六年任期が守られていたかは不明である。だが、定快の前後においては明らかに終身別当の傾向が存在しているので、定快も恐らく死ぬまで別当を務めていたのではないかと思われる。

さて、「安樂寺別当次第」は特に長期間別当職にあつた人に対しても、「安能^{治六年}」「全珍^{治三年}」「定円^{治三年}」「長円^{治二年}」と注記している（なお、「長宗^{治六年}」とあるのは長宗の時に正規の六年任期が復活したことを示すものと思われ、右の四人に付された注記とは区別して考えるべきである）。定快の場合こうした注記は見られないでの、彼の別当在位期間は安能の二十年よりも短かつたと思われる。

「安樂寺草創日記」に「大乘講、寛治五年（1091）三月廿三日別當定快阿闍梨始之」とあり、1091年には定快は既に別当となつてゐる事が知られる。又、同書には「示現五時講、永保四年（1084）五月十二日別當基円正月九日夜依夢想始之」とあるので、1084年には基円が別當をしていた事が知られる。即ち、定快は1084年から1091年までの間に別当になつてゐるわけである。一応、中をとつて1088年に別當になつたと仮定すると、彼は遅くとも1106年には別当をやめている

即ち恐らく死んでいる事になる。尊卑分脈によれば、是綱は嘉承二年（1107）に七十八才で死んでいるので、是綱よりも定快の方が早く死んでいる事になる。又、在良は保安二年（1121）に八十一才で死んでいる事になる。定快は在良よりも十五年以上も前に死んでいる事になる。定快の歿年令が不明なので断定はできないが、恐らく、定快は在良以前に出生していたと考えて大過なかろうと思う。

そうすると、「六らうにあたる甥」というのは正長であつたと言ふ事になる。即ち、「甥ども」の一人は正長であつたと思われる。「甥ども」と複数表現である以上少なくとももう一人いるはずであるが、それは正長同様不遇な人生を送つた輔方であつたと思われる。結局、正長と輔方は最初作者の家に預けられ後に定義の家に預けられたものであろう。子供を預ける時近親者に預けるのが常である事を考えれば、作者及び定義の近親者を逆に探せば彼らの実の親も知られよう。言うまでもなくそれは基円である。

二

正長と輔方は基円在俗時の子供であろう。それを、基円は出家に際して作者の家に預けたのであると思われる。何故最初から定義に預けなかつたかと言えば、子供が幼くて作者に養育してもらう必要があつたからであろう。無論、養育してもらうのが主ではなく、作者の夫俊通の手で彼らを政治的に引き立ててもらうのが主目的であった。これは養子の一種と考えてよいが、当時の養子について、高群逸枝氏が、「家系保存のための養子制がなく、養子と言えば、その多くは公には隠位、選叙等のためのもの」であり、「当座的、便宜的、擬制的なもので」あつたと述べておられるのが参考にならう。「当座的、便宜的な」養子であつたから、康平元年に俊通が死去し

政治的引き立てを期待できなくなると急いで定義の許へ彼らを移してしまったわけである。しかしその六年後の康平七年その定義も彼らを充分引き立て得ぬままこの世を去ってしまった。定義としても実子の世話だけで大変で養子の方にまで仲々手が回らなかつたのかも知れない。定義に死なれた彼らは他に行き所も無かつたらしく、系図類に定義の子として名を連ねるに到つてゐる。

(11) (12) (13) (7) 論文参考。
注(10) 書所収。
高群逸枝氏著『招婿婚の研究』（大日本雄弁会講談社昭
28・1）719頁参考。

注(1) テキストは、犬養廉氏校注・訳、日本古典文学全集『更級日記』（小学館 昭46・6）を使用。

注(1)書360頁参照。

(2) (3) 関根慶子氏訳注、講談社学術文庫『更級日記 下』（講談社

昭52・9）150頁参照。

(4) 池田利夫氏訳注、旺文社文庫『更級日記』（旺文社 昭53・4）152頁参照。

(5) 摂稿「御物本更級日記の傍注をめぐつて」（名古屋平安文学研究会会報 第四号 昭55・3）参照。

(6) 津本信博氏「更級日記人物考——孝標・定義・俊通・資通——」（学術研究 第二十四号 早稻田大学教育学部 昭50・12）

参考。

(7) 池田利夫氏「菅原孝標像の再検討——更級日記との関連に於て——」（国語と国文学 昭53・7）参照。

(8) 「有寛」とあるのが「在寛」の誤写と思われる。

(9) 国書刊行会編『正統本朝文粹』（前野書店 昭19・3）259頁
(10) 太宰府天満宮御神忌千七十五年大祭記念『図録太宰府天満宮』昭51・7 所収。